8 便所　（政令第 14 条　条例第 18 条）

■基本的な考え方

年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が利用しやすくなるよう配慮する。
近年、多機能便房へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加えることにより、機能分散を図る必要がある。
なお、乳幼児用設備（ベビーベッド・ベビーチェア）についての設計例やイラストは、[15] 子育て支援設備 参照のこと

チェック項目（義務基準）

一般基準	**計画**	
	①階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか	
	仕上げ	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	ベビーチェア及びベビーベッド	
	③ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか （１以上。条例第 18 条第 2 項に掲げる特別特定建築物のうち、１，０００㎡以上（公衆便所は５０㎡以上）のものに限る）	
	光警報装置	
	④光により火災の発生を伝える警報装置を避難上有効な位置に設けているか （床面積の合計１０，０００㎡以上）	
	触知図案内板	
	⑤便所の出入口付近には便所の男女別、便所の出入口文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか （音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか）	
	洗面器	
	⑥洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか（１以上）	
	車椅子使用者用便房	
	⑦便所設置階には、車椅子使用者用便房を１以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ１以上）、設けているか 以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか ・床面積が１，０００㎡未満の階（小規模階）を有する場合： 小規模階の床面積の合計が１，０００㎡に達するごとに１以上 （便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上） ・床面積が１０，０００㎡超の階（大規模階）を有する場合： 階の床面積が１０，０００㎡超４０，０００㎡以下：２以上 階の床面積が４０，０００㎡超：２０，０００㎡ごとに１以上を追加 （当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上）	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか	
	(5)長さ１．５m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか（床面積の合計５，０００㎡超の場合。条例第 18 条第 8 項各号に規定する数以上）	

チェック項目（義務基準）		
一般基準	オストメイト対応便房	
	⑥水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか　（１以上）	
	(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか （ただし、１０，０００㎡以上の場合は２以上）	
	(3)水洗器具（オストメイト対応）は温水が利用できるものか （１０，０００㎡以上に限る）	
	(4)荷物を置くための棚等を設けているか （１０，０００㎡以上に限る）	
	小便器	
	⑧小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが３ｃｍ以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（１以上）	
	(1)小便器に手すりを設けているか（１以上）	

■整備基準

項目	●義務 〇推奨	内容	参照図表
計画			
	〇	・2 階以上の建物の場合、車椅子使用者用便房は直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける。 解説 2 階以上の建物でエレベーターが設置されていない場合でも、車椅子使用者等が利用できるようにするため。	
	〇	・多機能便房は、利用者が集中するため、複数の便房でそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図る。 解説 多機能便房（さまざまな機能を備えた便房）は利用者が集中し、混雑することがある。次の各機能（個別機能）を異なる便房に適切に持たせる（機能分散する）よう計画し、付加される機能に応じた広さを確保する。 ・車椅子使用者用便房 ・オールジェンダートイレ（男女共用トイレ） ・オストメイト対応設備 ・おむつ交換用のベビーベッド	図 8.1 図 8.2 図 8.3
	〇	・個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。	図 8.3
	〇	・車椅子使用者用便房へ利用者が集中することを避けるため、男性用便所、女性用便所内においても簡易型車椅子使用者用便房（車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房）を設ける。	図 8.1 図 8.2
	〇	・高齢者や知的・発達障がい者等への異性による介助・同伴利用に配慮し、広めの男女共用トイレを設置する。	図 8.2
	〇	・トランスジェンダー等の利用に配慮し、性別に関わらずすべての人が利用しやすい位置にオールジェンダートイレ（男女共用トイレ）を設置する。 解説 例えば、男性用便所の内部（入口横等）にオールジェンダートイレ（男女共用トイレ）が設置された場合、入りづらいと感じることが生じうるため、全ての人が利用しやすい位置に設けることの配慮が必要。	図 8.1
	〇	・幼児用便器を設ける場合、ブース化するなどプライバシー保護や安全に配慮して保護者が見守れる形式とする。	
	●	一般基準 ・階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設ける。 解説 床面積の合計 500 ㎡以上に限る。 以下のいずれかに該当する階を除く。（令和 6 年告示第 1074 号第二） ・地上階であり、かつ、便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	

図 8.1　男女共用トイレに機能分散した例

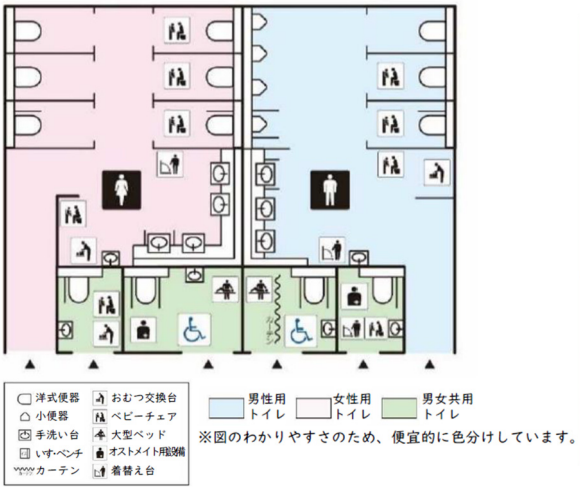

男女別及び男女共用トイレにおける機能分散の例
出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】（2025 年日本国際博覧会協会）

可動式の間仕切りを設けることにより便房の男女比率を変更することを可能とした例
（大阪・関西万博シャインハット1F トイレ）

項目	●義務 〇推奨	内容	参照図表
		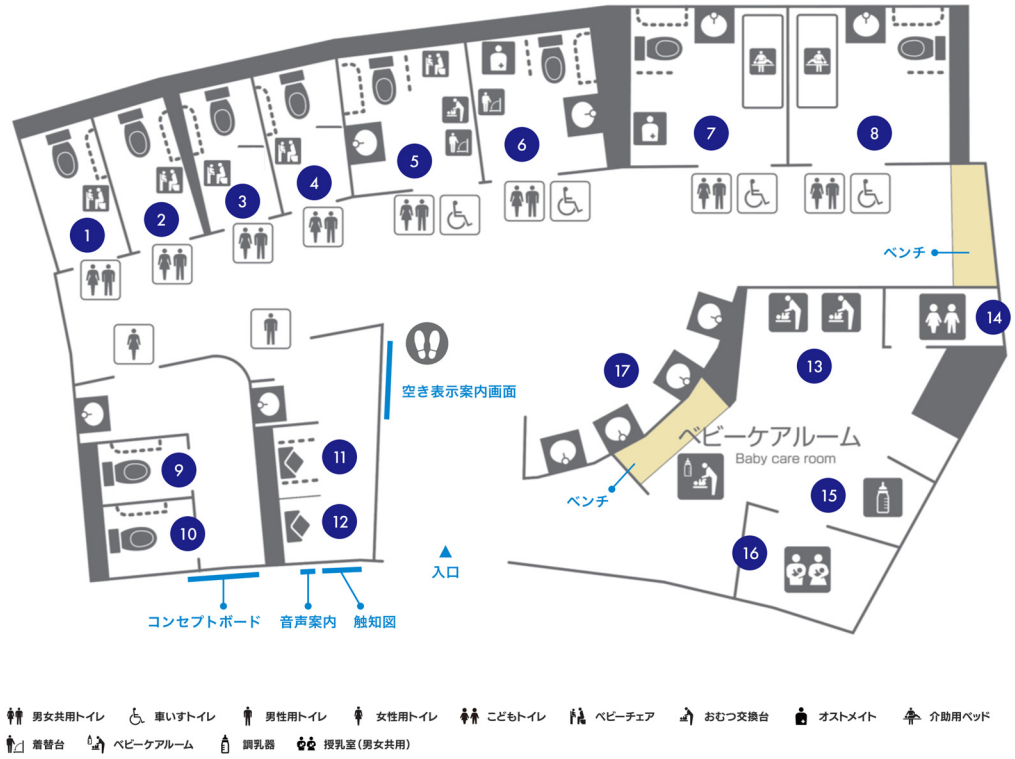 大阪ヘルスケアパビリオン　みんなトイレ 出典:大阪ヘルスケアパビリオン HP	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.2　個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法例　　出典:建築設計標準

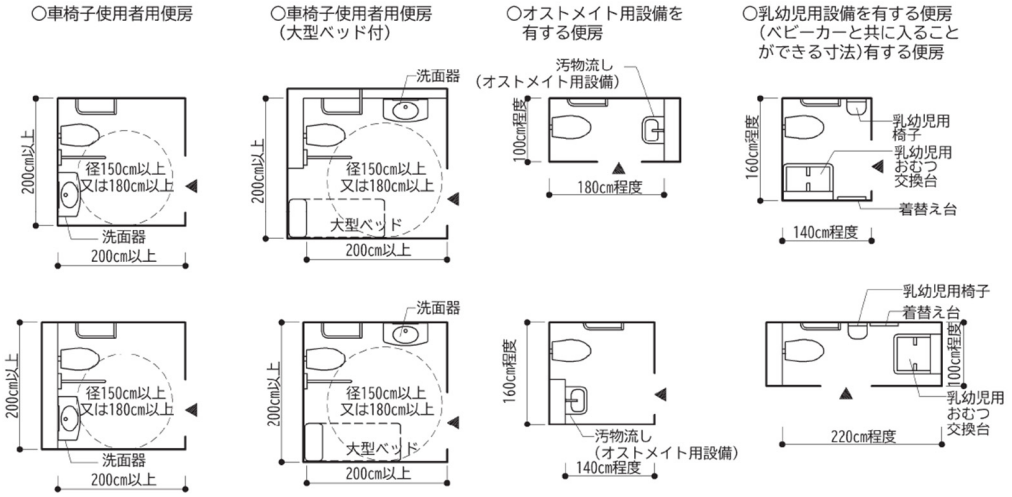

図 8.3　高齢者、障がい者等が円滑に利用できる便所・便房の設置例

①「個別機能を備えた便房」を分散して設けた便所

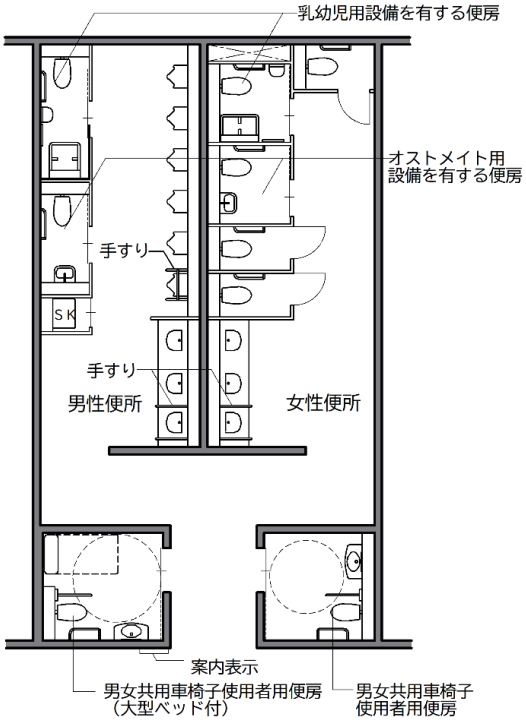

②「個別機能を組み合わせた便房」及び
「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所

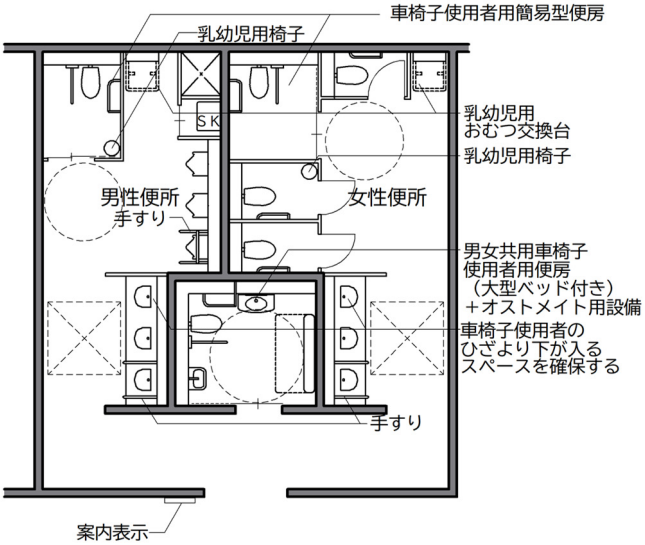

③「個別機能を組み合わせた便房」を設けた便所

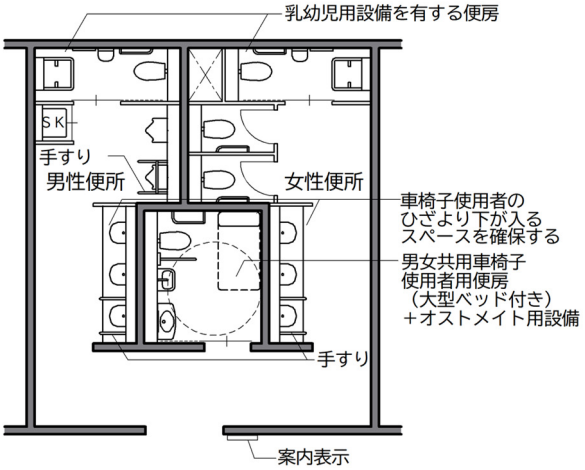

※具体的な配慮内容については、序章参照

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
仕上げ			
	○	・床の仕上げ材は、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。	
	●	一般基準 ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
ベビーチェア及びベビーベッド			
	○	・ベビーチェア及び乳幼児用おむつ交換台等、車椅子の通行幅を狭めるその他の付属品を出入口周辺に設置しない。	
	○	・おむつ交換台に乗せられる乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する。	
	●	一般基準 ・次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 1,000 ㎡（公衆便所にあっては、50 ㎡）以上に限る）は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行う。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。 一　病院又は診療所 二　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三　集会場又は公会堂 四　展示場 五　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七　博物館、美術館又は図書館 八　飲食店 九　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十　公衆便所 解説 ベビーチェアとベビーベッドは、各々の目的が異なるため、両方設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置するなど、建築物内の別の場所に設ける場合は、便所内に設置しなくてもよい。また、大人の介護ベッドとベビーベッドは兼用可能。 ベビーベッド・ベビーチェアはどの便房に設置しても構わない。さらに、ベビーベッドは便房（個室）内に設置しなくても良い。	図 8.4

図 8.4　ベビーベッド

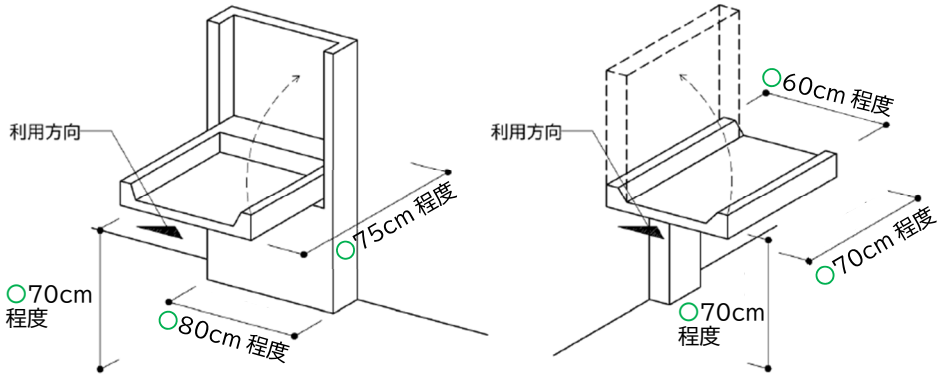

※建築設計標準に掲載の図より作成

触知図案内板			
	○	・便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示する。	図 8.5
	○	・点字のみでなく、墨字も併記し、弱視者等にも分かりやすいように大きさ、設置位置、文字のコントラスト等に配慮したものとする。	図 8.5
	○	・触知図案内板を設ける場合、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	図 8.5

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
	●	一般基準 ・便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設ける。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 解説 ただし書きが適用されるのは次の場合（条例施行規則第７条） ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの。	図 8.5

図 8.5　便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備

○便所の触知図案内板の記載例

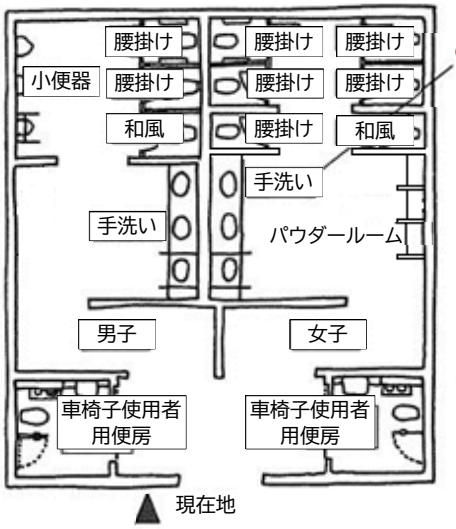

機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示

便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備

便所の出入口付近に、視覚障がい者に対して便所の男女の別・便所内の配置等を示す設備（触知図案内板又は音声による案内設備）を設けなければならない。

触知図案内板等の前の床面には、触知図案内板等の存在を視覚障がい者に示すため、点状ブロック等を２枚～３枚程度敷設する。

なお、男女兼用の多目的便房のみを設ける場合など、一の便房のみを設ける便所においては、点字により「男女兼用・右側に便器」等の案内をし、床面に点状ブロック等を敷設することで足りる。

（参考：大阪府福祉のまちづくり条例施行規則）
第六条　条例第十八条第三項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障がい者に対しその存在をしめすために点状ブロック等を敷設するものに限る。）
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

点字を読むことができない視覚障がい者への対応について）
視覚障がい者の中には点字を読むことのできない方もいるため、便所の案内においても、触知図案内板を文字等の浮き彫りを併用することや、音声による案内などを行うなど工夫を行うことが望ましい。

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
洗面器			
	○	・各便所内の洗面器のうち一以上は杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すり等を設け、寄りかかれる配慮を行う。 解説 洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。	図 8.6
	○	・手荷物棚を設ける。	
	○	・子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。	
	○	・排水トラップは車椅子使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ（P トラップ）のものとする。	
	○	・シンクごとに全ての付属品を使うことができるようにする。	
	○	・各便所内の洗面器のうち一個は手すり、水石鹸入れを設置する。	
	●	一般基準 ・洗面器又は手洗器のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、水栓を容易に操作できるものとする。	図 8.7

図 8.6　手すり付き洗面器

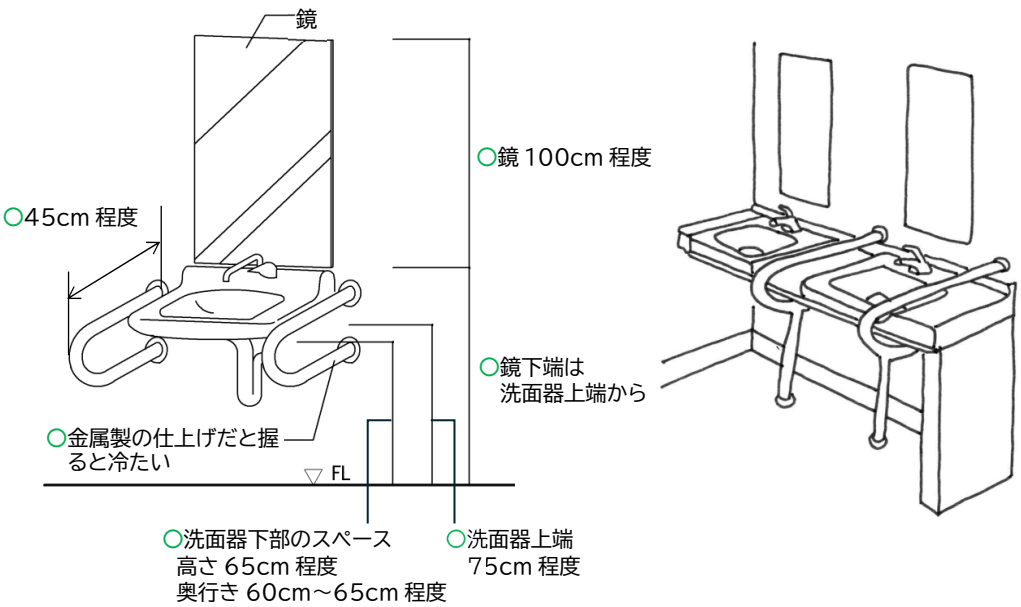

図 8.7　水栓器具

提供:TOTO 株式会社

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
車椅子使用者用便房の仕様			
	○	・複数テナントが入居する建築物の場合には、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を設ける。	
	○	・共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする必要がある。	
	○	・排泄介助が必要な障がい者（児）の脱衣・おむつ交換等に配慮し、一以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。	図 8.10
	○	・床面積 2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、座位変換型の（電動）車椅子使用者が 360° 回転できるよう、直径 180cm 以上の円が内接できる広さを確保する。	図 8.11
	○	・一般便所に近い位置で計画し、障がい者の利用頻度が高い建築物等では男女別に設置する。また、可能な限り各階に設ける。	
	○	・便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。	
	○	・異性の介助者に配慮し、少なくとも一以上の車椅子使用者用便房は、すべての人が利用しやすい位置に設けることとし、介助時のプライバシーに配慮し、カーテン及びカーテンホルダーを設置する。 解説 例えば、男性用便所の内部（入口横等）に男女共用の車椅子使用者用便房が設置された場合、入りづらいと感じることが生じうるため、全ての人が利用しやすい位置に設けることの配慮が必要。	図 8.8
	図 8.8　カーテンホルダーの設置例 【大阪ヘルスケアパビリオン提供】 カーテンホルダーの例 （大阪・関西万博 大阪ヘルスケアパビリオン1F みんなトイレ）		
	○	・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを設ける。 解説 各設備の配置に留意し、車椅子使用者が移乗でき、介助者の動作スペースが十分に確保する。	図 8.11
	○	・車椅子使用者用便房には大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をする。	
	○	・車椅子使用者用便房には、高低 2 箇所に衣服を掛けるための金具等を設ける。	
	○	・便器洗浄ボタンは便座に座ったまま利用しやすい位置に設ける。	図 8.12
	○	・ペーパーホルダーは便座に腰かけたまま容易に使用できる位置に設置する。	
	○	・汚物入れは一般のものより大きいものが使いやすい。また、手の届く範囲に設ける。	
	○	・手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固に固定する。また、水平手すりの高さは 65cm～70cm に堅固に取りつけ、片側は車椅子使用者が移乗しやすいように可動式とする。	図 8.11 図 8.12 図 8.13
	○	・手すりの位置が遠すぎて、体をあずけることができない場合があるので、使いやすい位置に設置するよう配慮する。	
	○	・便房の出入口は、90cm 以上とする。 解説 日本産業規格 JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。（例：テニス用車椅子幅 87cm）	図 8.11
	○	・車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用簡易型便房の出入口は、自動式とする。	図 8.11
	○	・車椅子使用者は、扉を開けた後、内部に入るのに時間を要することから、扉を閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとする。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
	○	・簡易型車椅子使用者用便房では、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、扉や取手の形状に配慮する。	図 8.13
	○	・扉操作、施錠操作が円滑に行えるよう、扉周囲に大型ベッドやゴミ箱等を設けない。 解説 車椅子使用者用便房内では、通路や動作スペースを確保できるよう、扉周囲の他、通行の妨げとなる場所にゴミ箱等を設けない。	
	○	・車椅子使用者用便房の施錠装置の設置位置は、車椅子使用者の使いやすい高さと、立位で使いやすい高さの 2 箇所に設置する。（子どもによる解錠防止）。	
	○	・便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設ける。 解説 便所使用中に手等が汚れた際、汚れた手で車椅子に移乗して洗面器までいくのではなく、便座に腰かけたまま手元の手洗器で手を洗えるようにする配慮である。	図 8.9

図 8.9　手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例

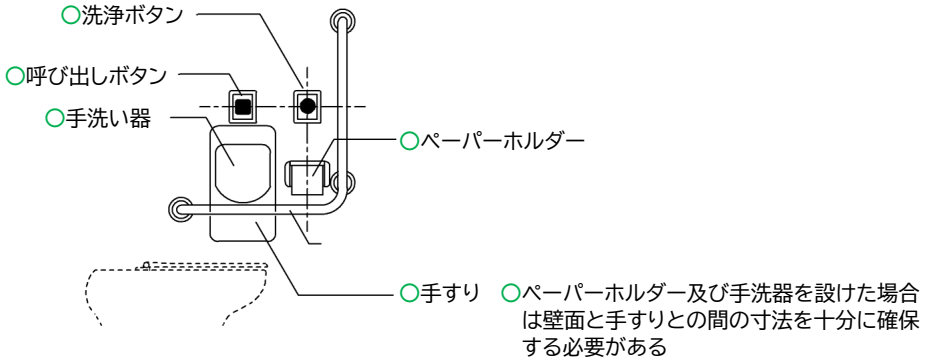

	○	・水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（洗面器の手前縁から 30cm 以内）に設ける。	図 8.10
	○	・自動水栓は、感知しにくいものもあり、対応として自動・手動切替のできる水栓の設置をする。	
	○	・洗面器は車椅子使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース（高さ 65cm 程度、奥行き 55cm～60cm 程度）を設ける。高さ 65cm 以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行う。	図 8.10
	○	・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。 解説 傾斜式鏡は主に車椅子使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、位置とサイズを配慮することでだれでも利用できる。	図 8.10
	○	・車椅子使用者用便房には、高さ 70cm～120cm で水石鹸入れを設置する。	

図 8.10　車椅子使用者が利用しやすい洗面器

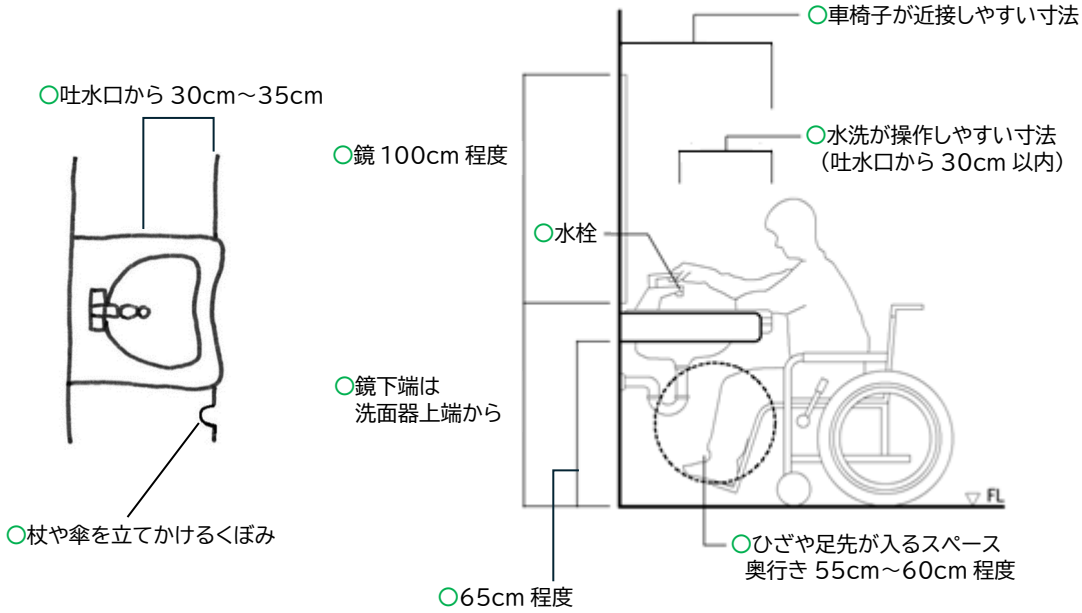

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
	○	・車椅子が接近できるよう、便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットサポートに乗せた足が当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。	図 8.11 図 8.13
	○	・便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。また、便座の高さについてもバリエーションを持たせる。	
	○	・便器の位置は、正面からのアプローチを確保するだけでなく、右又は左からの側面移乗ができるようにする。	
	○	・座位姿勢を安定させることや排泄に時間のかかる場合もあることから、便器に背もたれを設置する。	
	○	・便器に前向きに座る場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。 解説 温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。	
	○	・便器の座面高さは、床面から 42cm～45cm 程度とする。	図 8.12
	●	一般基準 ・便所設置階には、車椅子使用者用便房を 1 以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあってはそれぞれ 1 以上）、設ける。また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設ける。 ・床面積が 1,000 ㎡未満の階（小規模階）を有する場合： 小規模階の床面積の合計が 1,000 ㎡に達するごとに 1 以上 （便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上） ・床面積が 10,000 ㎡超の階（大規模階）を有する場合： 階の床面積が 10,000 ㎡超 40,000 ㎡以下：2 以上 階の床面積が 40,000 ㎡超：20,000 ㎡ごとに 1 以上を追加 （当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上） ※ただし、告示第 1074 号に規定されている場合はこの限りではない。 解説【国土交通大臣が定める構造】（国土交通省告示第 1496 号） ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 なお、 ・手すりは左右両面に設置する。 ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径 150cm 以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。（設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床上高さ 40cm 以上で奥行き 20cm まで可）が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。）ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cm の円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。	図 8.11 図 8.13
	●	一般基準 ・車椅子使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設ける。 解説 押しボタン式、レバー式や光感知式など ○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S 0026 に基づく配置とする。（図 8.4） ○車椅子使用者は下肢だけでなく、上肢・指先にも障がいがある場合があることに配慮し、ペーパーホルダーやボタンの配置位置を設定する。	図 8.14
	●	一般基準 ・車椅子使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設ける。 解説 衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用 100cm 程度、一般用 170cm 程度とすること。衣服等が落ちにくい形状とする。	図 8.11 図 8.13

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.11　車椅子使用者用便房の計画例①

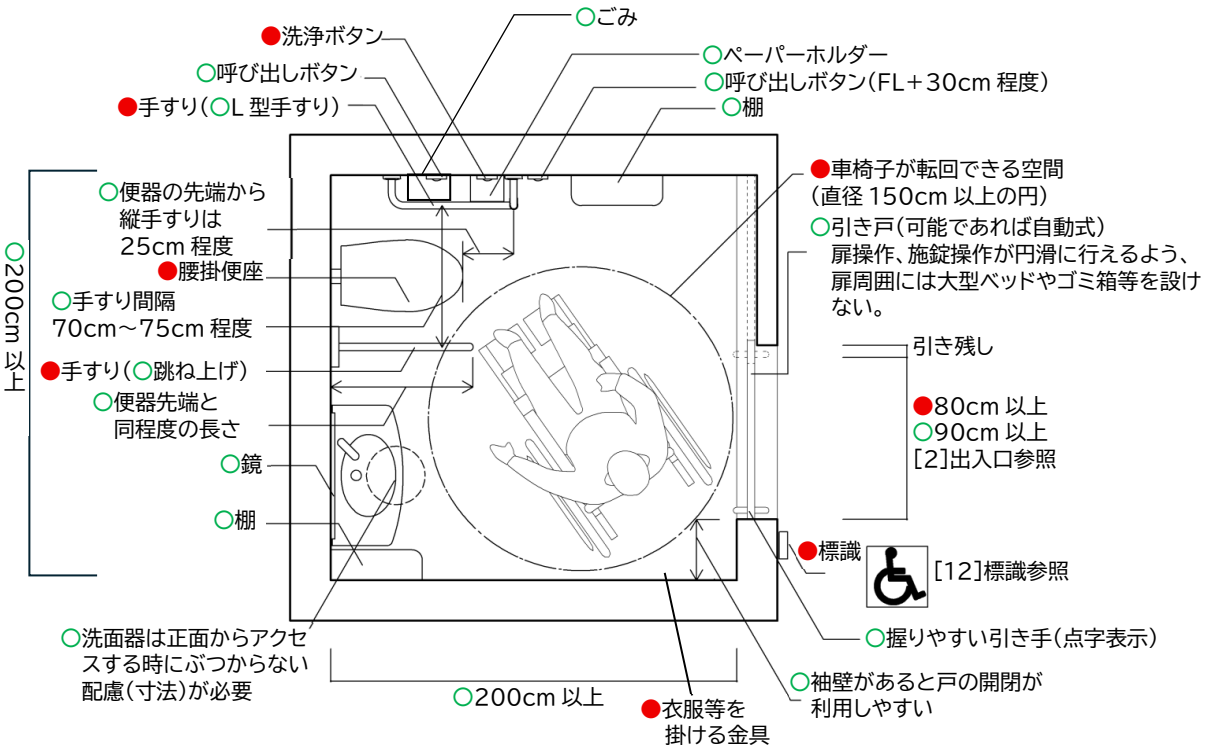

○2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物の車いす使用者用便房の計画例

・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する（洗面器と便座、介護ベッドと開閉ボタンが近すぎると利用に支障が生じる場合がある）

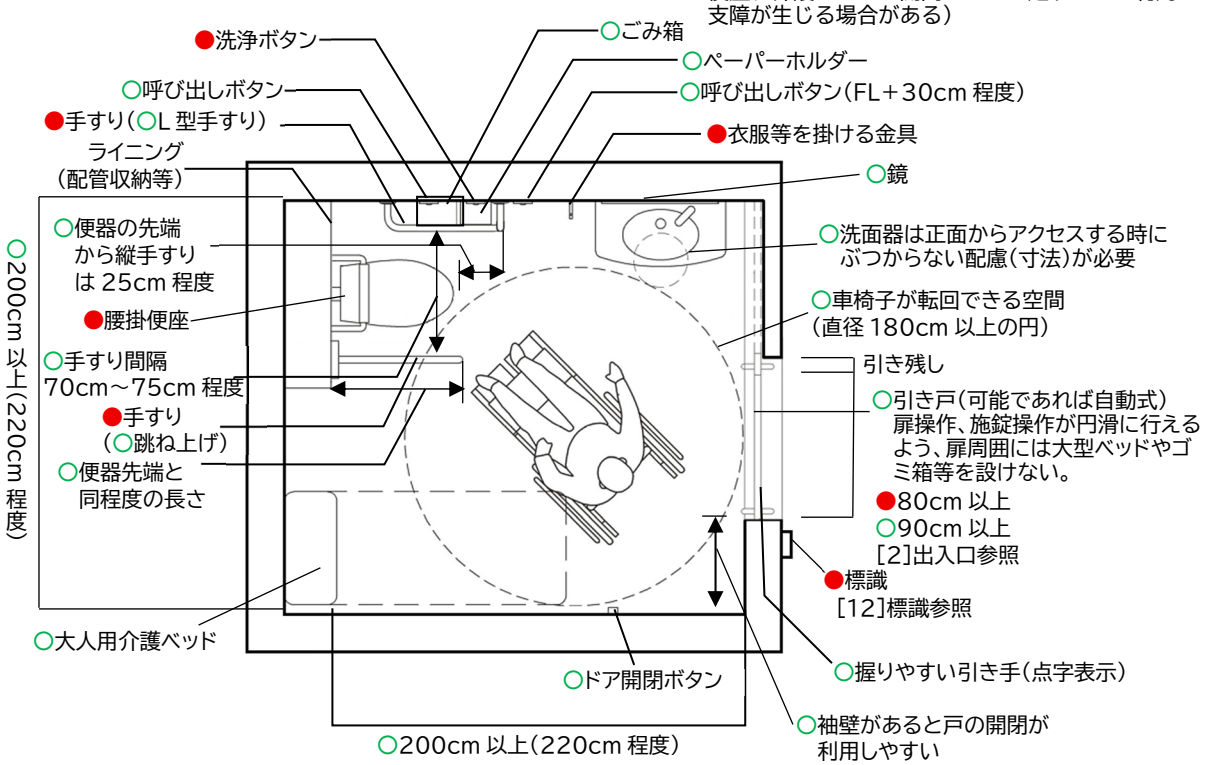

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.12　車椅子使用者用便房の計画例②

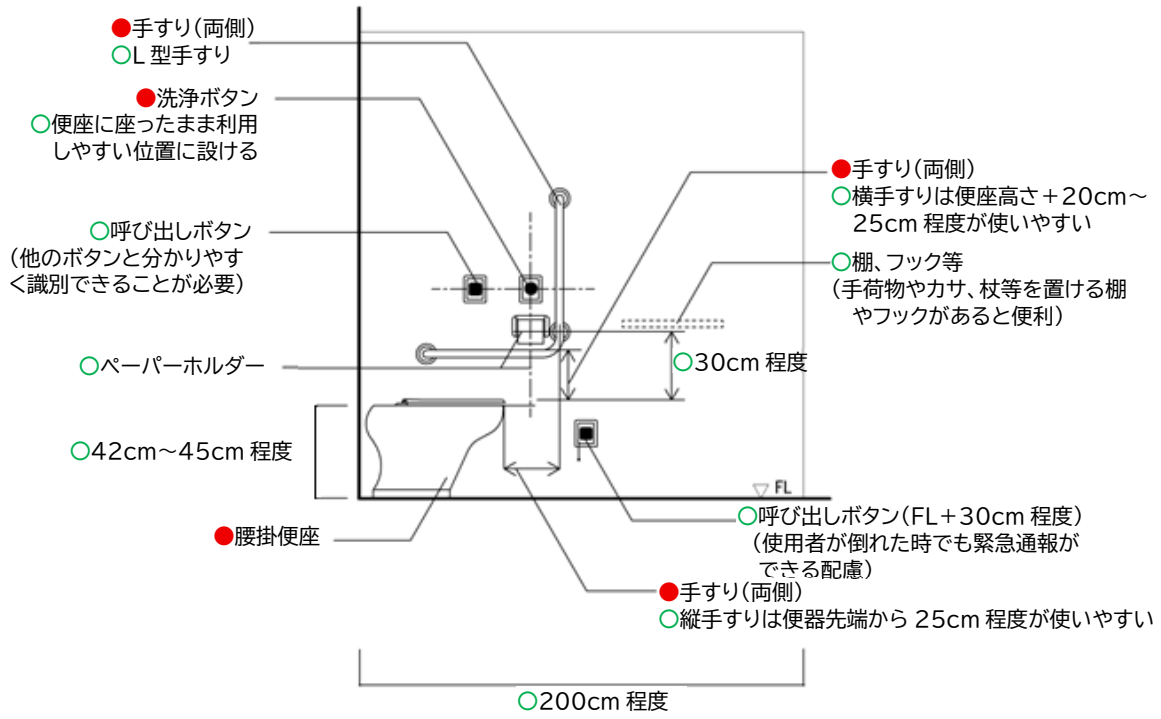

図 8.13　簡易型車椅子使用者用便房の計画例

小規模な施設（500 ㎡未満に限る）については、施設の構造上、十分な空間が確保できない場合が想定されるため、施設の状況に応じ、上記の寸法以上の簡易型便房でも可とする。(ただし、公衆便所を除く。)
また、保育所については、主たる利用者が体格の小さい未就学児であることを考慮すると、車椅子使用者用簡易型便房でも十分な空間の確保ができると考えられるため、施設の規模に関わらず簡易型便房の設置でも可とする。
なお、簡易型便房の場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、例えば、大きな操作ボタンの付いた自動ドアを設置するなどの配慮をすることが望ましい。

【簡易型便房】

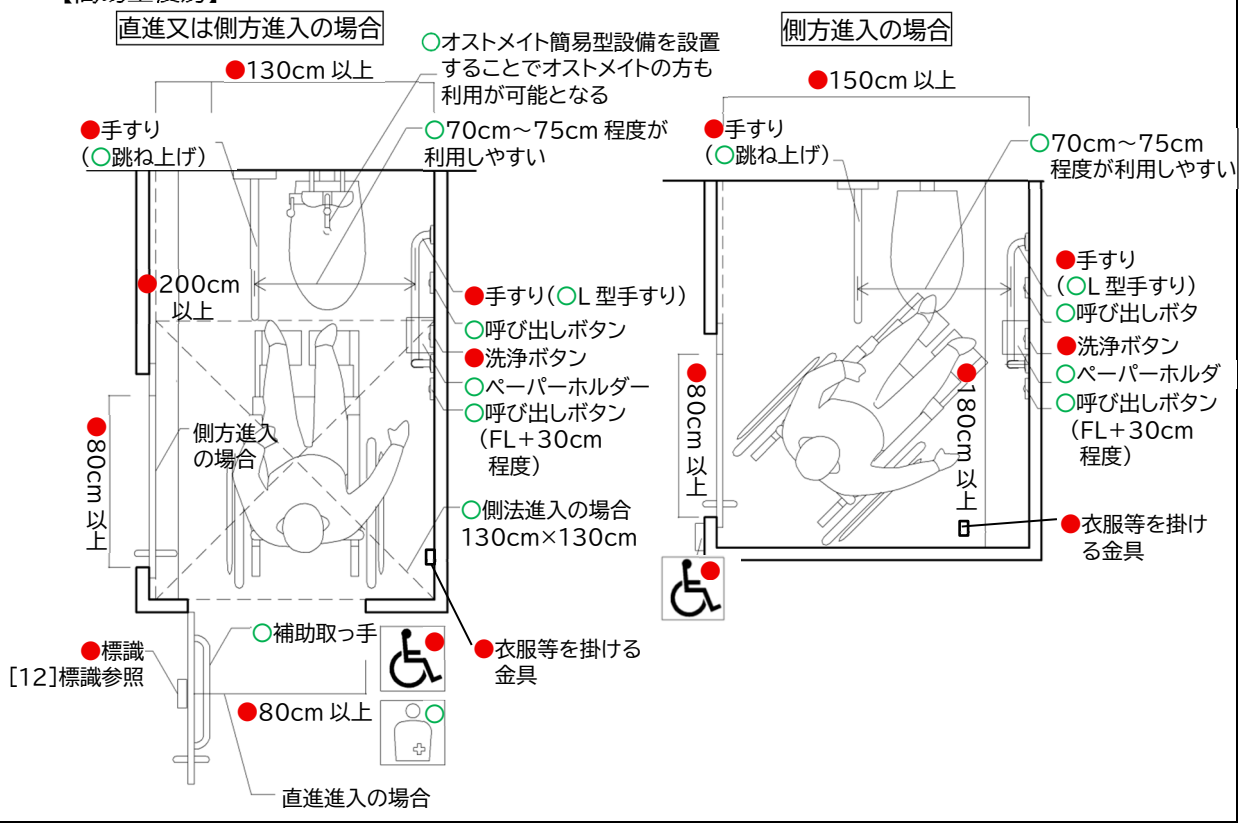

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
		図 8.14　操作が容易な洗浄装置 ●押ボタン式スイッチ 《その他》 ○光感知式 ○光感知式の洗浄スイッチは、視覚障がい者には使いにくい設備であるため、押ボタン式スイッチと併用する。	
オストメイト対応便房の設備			
	○	・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。	図 8.15
	○	・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置する。	図 8.15
	○	・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は、全身を映すことができるものとする。	図 8.15
	○	・鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは 100cm 程度で平面鏡とする。	
	○	・オストメイト対応便房には、フラッシュバルブ式汚物流しを設ける。	
	●	一般基準 ・便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設ける。 解説 オストメイトの利用に配慮して、パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。	図 8.15
	●	一般基準 ・オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設ける。	図 8.14
	●	一般基準 ・オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を設ける。	図 8.15
	●	一般基準 ・水洗器具は、温水が使用できるものとする（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）。	図 8.15
	●	一般基準 ・荷物を置くための棚等を設ける（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）。	図 8.15
	●	一般基準 ・衣服を掛けるための金具等を二以上設ける（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）。	図 8.15

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.15　オストメイト用便房

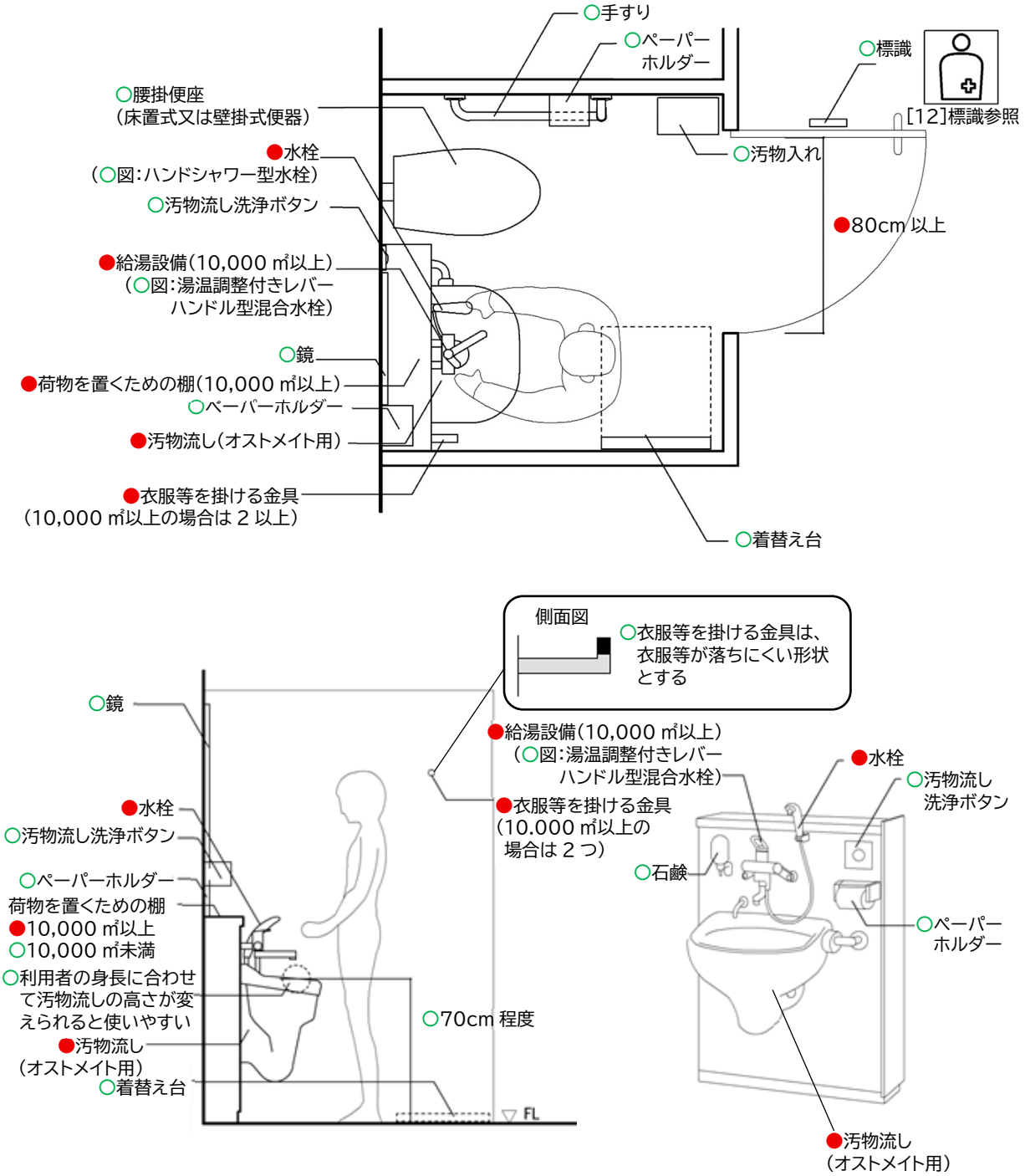

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
		図 8.16　オストメイト簡易型設備 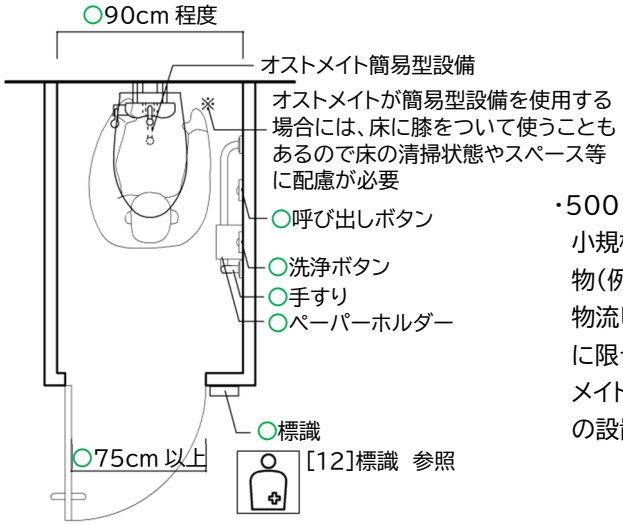 ・500 ㎡未満(公衆便所にあっては、50 ㎡未満)の小規模な施設や、条例により追加した用途の建築物(例:共同住宅)について、オストメイト専用の汚物流しを設けるスペースを確保できない場合などに限っては、平面計画、利用実態等を鑑み、オストメイト用簡易型設備(便器に水栓をつけたもの等)の設置でもやむを得ないものとする。	
大人用介護ベッド			
	○	・床面積 2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、大人用介護ベッドを設ける。	図 8.17
	○	・大人用介護ベッドの大きさは幅 60cm～80cm 程度、長さ 150cm～180cm 程度とする。 解説 着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。	図 8.17
	○	・車椅子使用者用便房には、床面積 5,000 ㎡未満の建築物でも大型ベッドを設置する。 解説 体位変換や移乗の補助設備として介護シートを設置するのが望ましい。また、介護シートを設置する際は、設置されていることが容易に認識できるように、その旨の表示を行うこと。	
	○	・大型ベッドの大きさは幅 60cm～80cm 程度、長さ 150cm～180cm 程度とし、その出入口にその旨の表示を行うこと。	
	○	・大型ベッドは拡げた状態で放置されても車椅子使用者がアプローチできるようにレイアウトする	
	●	一般基準 ・大人のおむつ交換をすることができる長さ 1.5m 以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行う（床面積の合計が 5,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。)。 ・設置する数は以下のとおり。ただし、便所の個所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上とする。 5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下　1 以上 10,000 ㎡超 40,000 ㎡以下　2 以上 40,000 ㎡超　床面積を 20,000 ㎡で除した数（端数は切り上げ）以上 解説 折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、車椅子使用者用便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。また、折りたたみ式のベッドまたは据え置きのベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、出入り口との位置関係に配慮する。	図 8.17

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.17　大人用介護ベッド

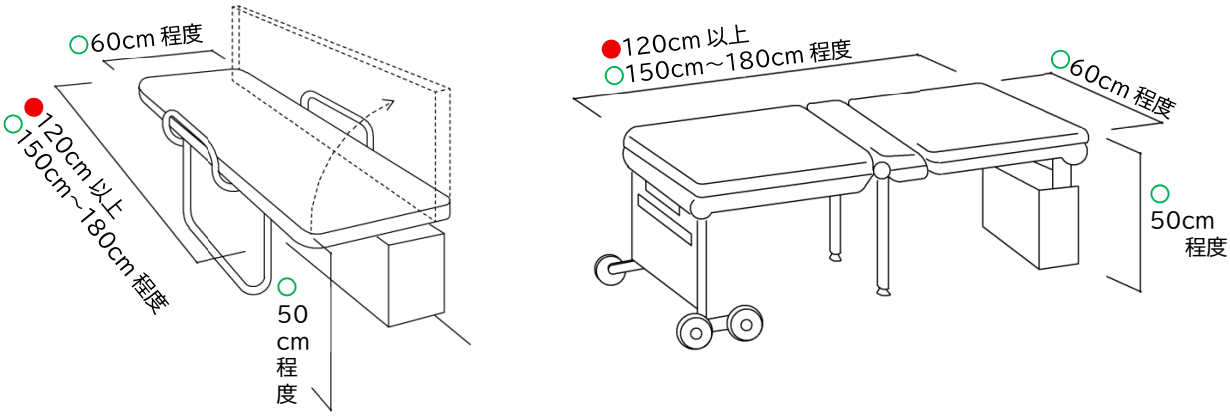

・大人用介護ベッドとベビーベッドは寸法や耐加重に違いがあることに留意する。
なお、大人用介護ベッドを設置し、ベビーベッドと兼用することは可能である。

図 8.18　大阪関西万博で使用された可動式ベッド、床走行式リフト

可動式ベッド

床走行式リフト
出典:大阪関西万博公式 HP

小便器

○	・知的障がい者に配慮し、ターゲットマークや足型を設置する。	図 8.20
○	・小便器の間に仕切り板を設置する、個室便房化するなど、プライバシーに配慮する。	
○	・小便器の脇に、車椅子（電動含む）に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。	
○	・小便器は入り口に最も近い位置に設置すること。	
○	・視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、手すり付きの小便器への誘導を行う。	
●	一般基準 ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設ける。 解説 小便器を設置する便所を設ける場合にのみ適用となる規定であり、設置の計画がない場合に、小便器の設置を求めるものではない。	図 8.19
●	一般基準 ・男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設ける。 解説 杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。	図 8.19

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.19　小便器

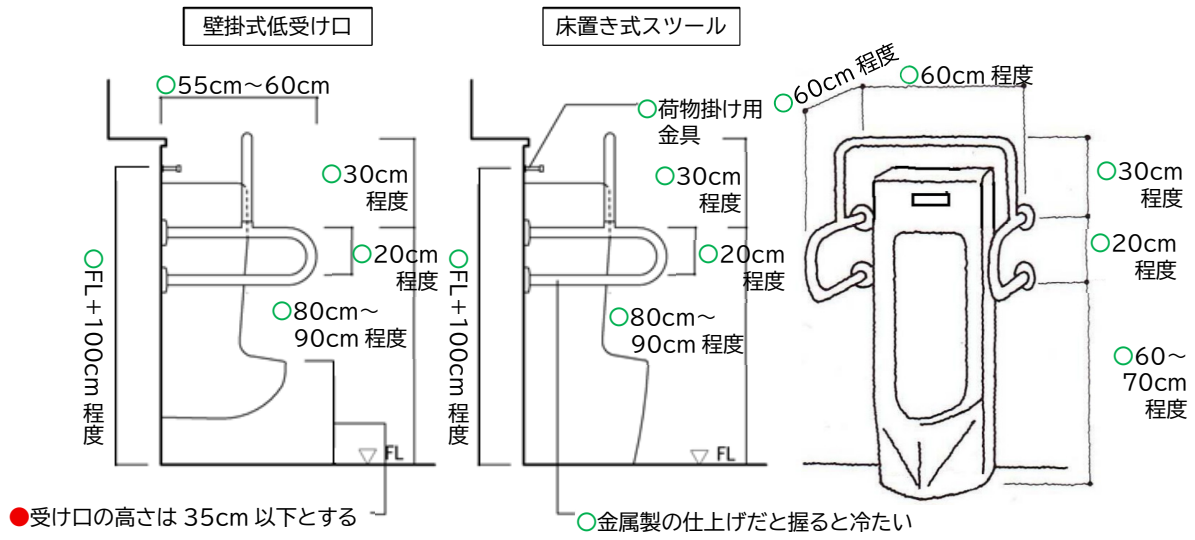

図 8.20　知的障がい者に配慮した小便器

標識(再掲)・共通事項(標識)			
	○	・バリアフリートイレには、個別機能を表示するピクトグラムや主要な利用対象の室名を表示する等、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。	図 8.11 図 8.13 図 8.15 [12] 標識参照
	○	・必要な機器を備えている便房を探しやすいよう、表示の仕方を工夫する。	
	○	・個別機能を備えた便房の出入口や戸には、設備や機能について高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。	図 8.5 [12] 標識参照
	●	一般基準 ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設ける。 解説 バリアフリー化された便所（車椅子使用者用便房があるもの）は、国際シンボルマークを掲示しなければならない。	
幅員の確保(再掲)			
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、80cm 以上とする。 解説 車椅子使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用される。また、車椅子使用者用便房が一般便房の奥にある場合などは、当該車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路の適用を受けるため注意する。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
戸の構造・前後のスペース(再掲)・共通事項(出入口・戸)			
	○	・便房の出入口は、車椅子使用者の利用を考慮すると 75cm 以上とする。 解説 一般便房を少し大きくすることで、車椅子使用者も利用できる場合があるが内開きの場合、扉が邪魔をして車椅子や歩行器利用者が使いにくいため、奥行きの確保や扉を折れ戸にするなどの配慮が必要。	図 8.24
	○	・便房の戸の取っ手は操作しやすいものとする。	図 8.21
		図 8.21　使いやすい取っ手 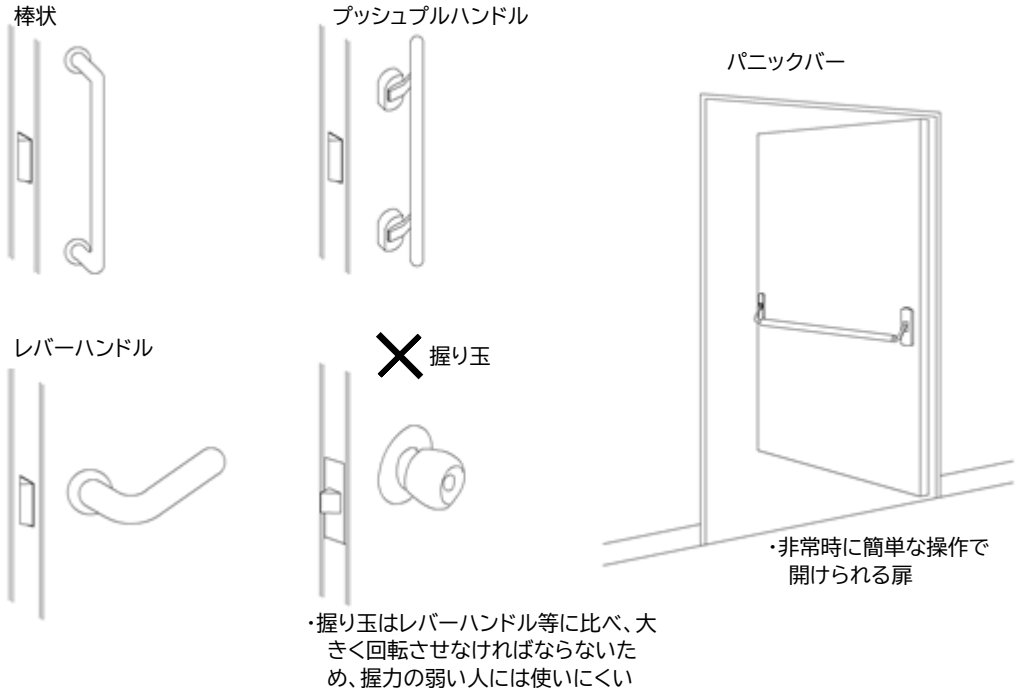 	
	○	・便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。なお、自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とする。 解説 自動式引き戸の場合は、高齢者、障がい者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないよう、設置に当たっては十分に配慮する。 「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン（JADA-0006)」(全国自動ドア協会による)	
	○	・便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。 解説 手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。	
	○	・トイレ内の扉開閉ボタンを自動式とする場合、扉から 70cm 以上離した位置に設置し、出入りの妨げにならないようにする。 解説 車椅子の構造上、フットレストが支障となり隅まで手が届かないことがある。	
	○	・戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。	
	○	・内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。 解説 内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障がいとなり開けることができない可能性がある。	
	○	・外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。	
	○	・便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設ける。 解説 施錠を示す表示が赤と青の場合、色覚障がい者が区別できない可能性があるため、見やすい色及び文字で「使用中」と表示する等の配慮を行う。	
	○	・使用時以外は扉が開いているタイプとする。	
	○	・施錠装置は視覚障がい者が探しやすいよう、ドアノブ付近等に設置するとともに、ベビーチェアを設置する場合、乳幼児の手が届かない位置に取り付ける。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
	○	・車椅子使用者は下肢だけでなく、上肢・指先にも障がいがある場合があることに配慮し、操作が容易な施錠装置を設置する。	図 8.22

図 8.22　操作が容易な施錠装置

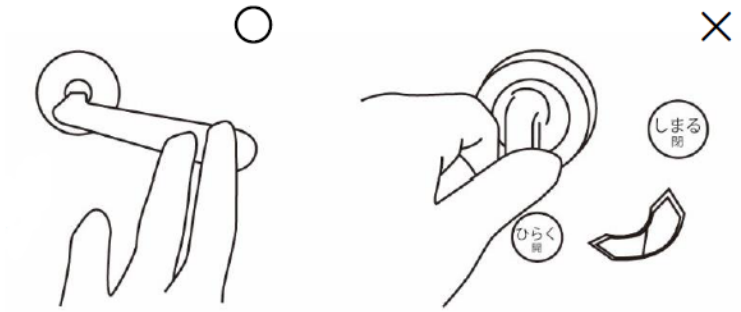

出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】
（2025 年日本国際博覧会協会）

	●	移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。 解説 車椅子使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用される。また、車椅子使用者用便房が一般便房の奥にある場合などは、当該車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路の適用を受けるため注意する。	
非常時のための設備			
	○	・自動火災報知設備を設置する施設の便所内には、聴覚障がい者をはじめとするすべての人が、火事等の非常時の情報がわかるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置を、すべての便房内から十分に認識できる位置に設置する。 解説 床面積の合計が 10,000 ㎡未満の建築物にも積極的に設置する。	図 8.23
	○	・聴覚障がい者が便房でも非常時に情報がわかるように文字情報やこれに代わるサインを表示できるディスプレイ装置等を設ける。	
	●	一般基準 ・便所内に、光により火災の発生を伝える警報装置（光警報装置）を避難上有効な位置に設置する。（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）。 解説 便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する。	図 8.23

図 8.23　便所の光警報装置とピクトグラムの例

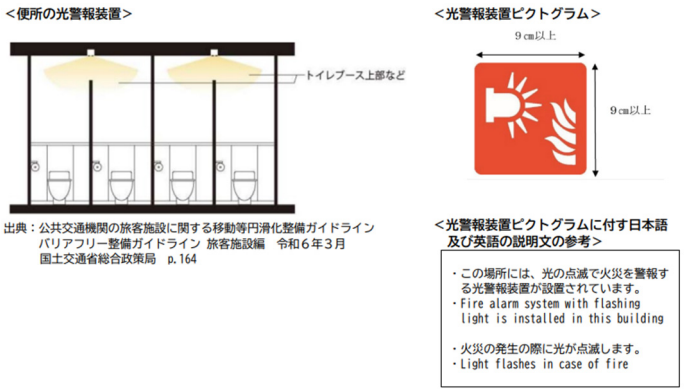

便所の光警報装置とピクトグラムの例
出典：建築設計標準

フラッシュライトの例
（大阪・関西万博：大阪ヘルスケアパビリオン
1F みんなトイレ）

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
全体計画（案内設備）			
	○	・音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用・男女共用を知らせる。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	図 8.5
	○	・車椅子使用者を誘導するために、建築物全体の案内設備には、便所の位置を表示する。	
	○	・建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設ける。	
	○	・利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示する。	
	○	・表示サインは、床面から中心までの高さ 140cm～150cm に設ける。	
	○	・各便所の出入口には、男女の別をピクトグラム等（コントラストの確保、点字付）により標示する。	[12] 標識参照
	○	・便所までの経路に視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導を行う場合、車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。	
	●	・便所内には視覚障がい者が位置を認識出来る様に、小便器、および便房のドアの前に点状ブロックを配置する。 解説 視覚障がい者誘導用ブロックで誘導する際は、車椅子使用者用便房ではなく、一般用のトイレに誘導する。	
共通事項(洗浄装置)			
	○	・便座は、温水洗浄装置（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とする	
	○	・外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは（一社）日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとする。 解説 温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。	[12] 標識参照
	○	・用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサイン を示す視覚情報機器をつける。 解説 音が流れているかどうか聴覚障がい者にはわからないため。	
共通事項(手すり)			
	○	・和風便器についても、手すりを設ける。	
	○	・車椅子使用者用便房以外の便房にも腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。	図 8.24
	○	・便房内の手すりは、あらゆる方向から 1kN の力に耐えること。	
	○	・便房内の手すりと便器、壁面はコントラストをつけることで、ロービジョンの利用者に配慮する。	
共通事項(ボタン等配置)			
	○	・便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S 0026 に基づく配置とする。(再掲) 解説 手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。	図 8.25
	○	・壁に埋め込む形式のペーパーホルダーは、視覚障がい者には探しにくいことから、各便所において壁に取り付ける。	
	○	・洗浄ボタンは、見つけやすく使いやすい大型のものが望ましく、緊急通報ボタン等の操作ボタンとはっきり区分できるように配慮する。	
	○	・ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりにくいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。	
	○	・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障がい者にわかりやすい配慮をする。	
	○	・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障がい者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。	
	○	・呼び出しボタンは、便座に座った状態から、手の届く位置に設ける。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設ける。	図 8.11
	○	・便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。	図 8.26
	○	・呼び出しボタンは、視覚障がい者が確実に押せるよう点字表示し、水栓スイッチと区別できる形状とする。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
		図 8.24　その他の便所 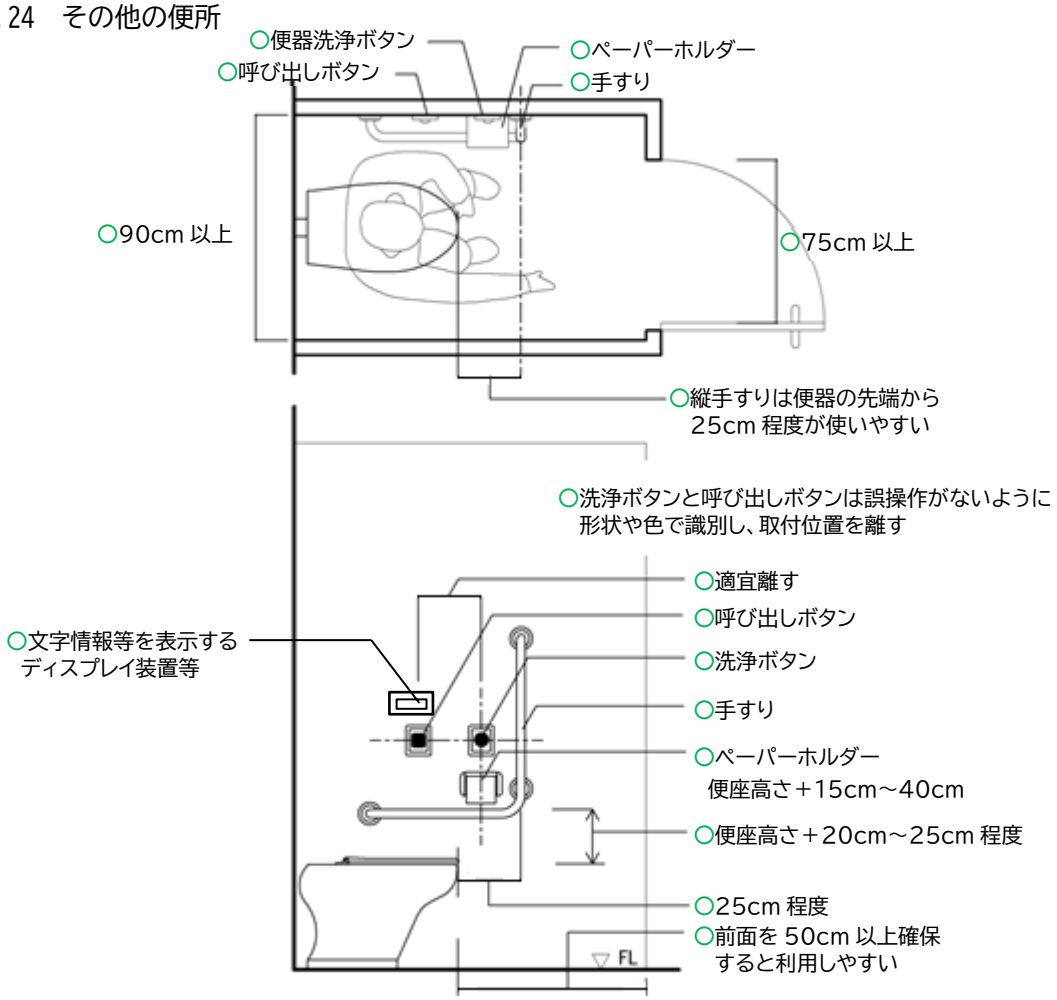 	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.25　洗浄ボタン等の標準配置例　（「JIS S 0026」による）

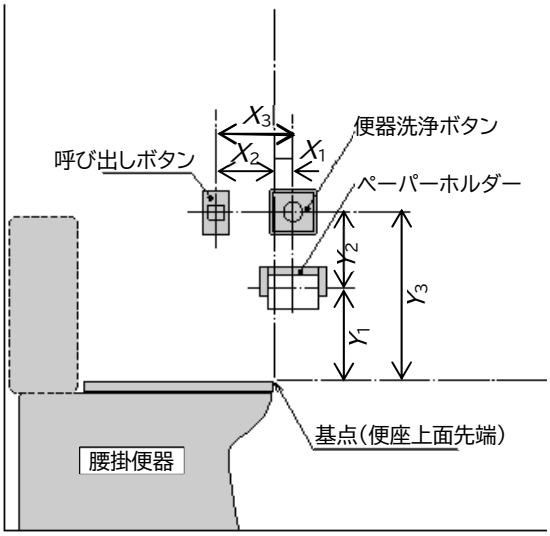

器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1：便器前方へ 約 0～100	Y_1：便器上方へ 約 150～400	－
便器洗浄ボタン		Y_2：便器上方へ 約 400～550	Y_3：約 100～200（紙巻器との垂直距離）
呼出しボタン	X_2：便器後方へ 約 100～200		X_3：約 200～300（便器洗浄ボタンとの水平距離）

図 8.26　非常呼び出し装置等

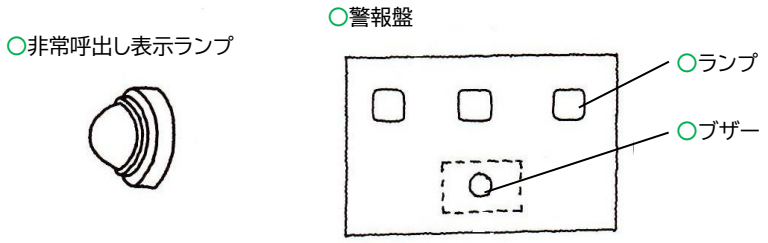

共通事項（衣服掛け）			
	○	・小便器の脇及び洗面ブースには、杖や傘などを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。	図 8.18
共通事項（荷物置き）			
	○	・便房内及び洗面ブースには、車椅子に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。	図 8.11 図 8.15
	○	・荷物が多い障がい者等に配慮し、一般便房でも衣服を掛けるフックや荷物台を設ける。	
共通事項（その他）			
	○	・便器は腰掛便座（洋風便器）を基本とすること。	
	●	・サニタリーボックスを設置する。戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には設けないこととする。	
照明			
	○	・照明は、十分な照度を確保する。	
冷暖房設備			
	○	・オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、冷暖房設備を設置する。	

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
図			

図 8.27　便所・洗面所の改善例

・改善・改修により、車椅子使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じて便房数の設定や、配置に留意する。

・一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事の実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

改善例1

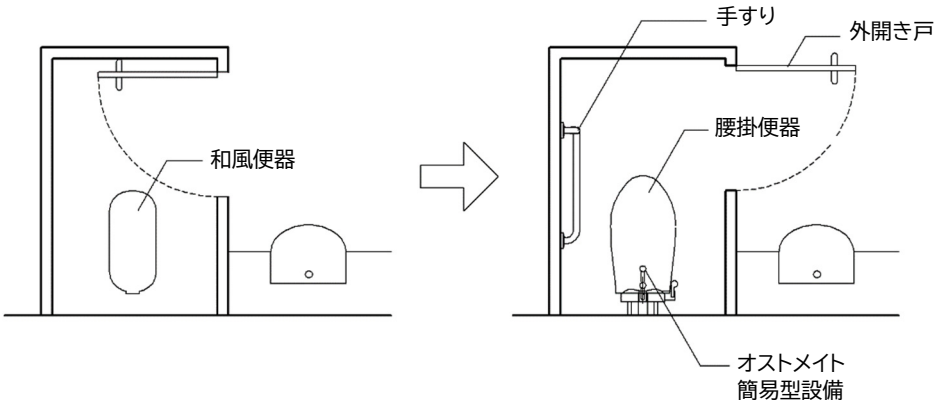

改善例2

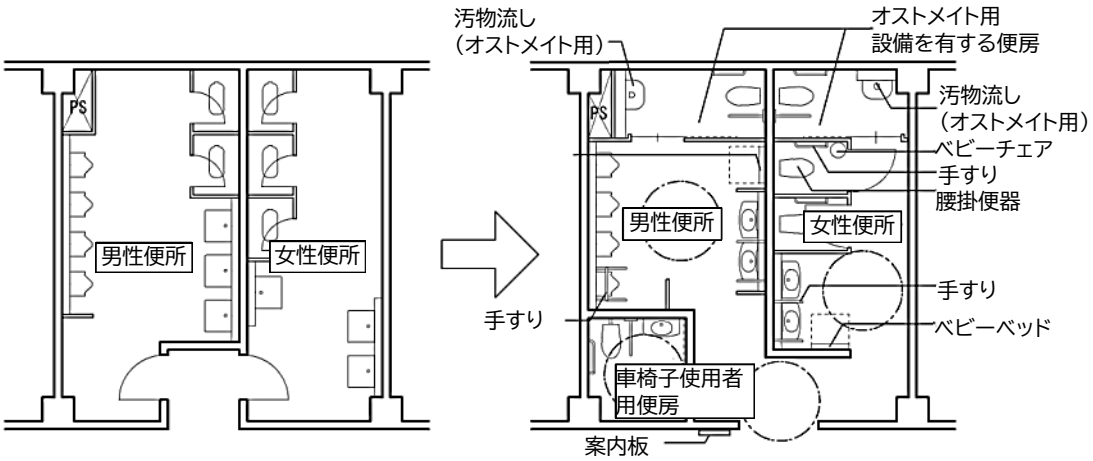

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.28　小規模施設での改善例

・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修では、十分な空間を確保できないことが想定されるため、施設の状況に応じ、簡易型便房の設置を検討する。

・十分な空間を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫する。

改善例1

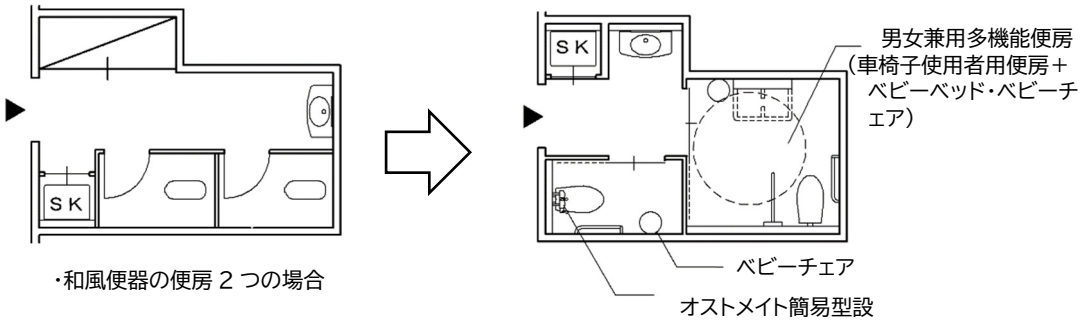

改善例2

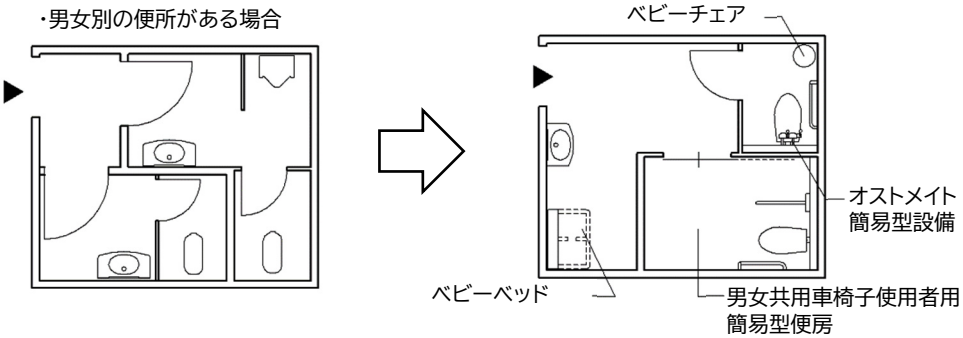

改善例3

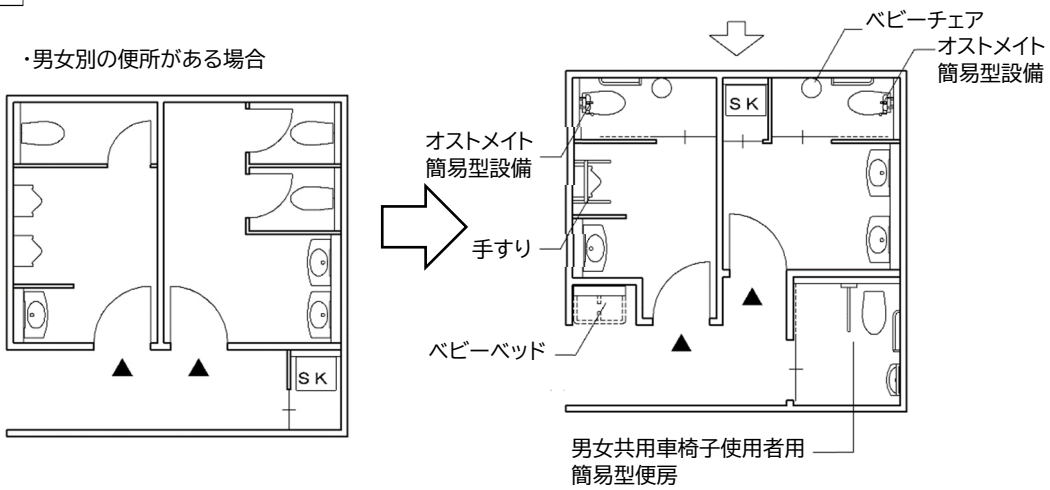

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.29　汚物流し（オストメイト用）及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例（220cm×280cm タイプ）

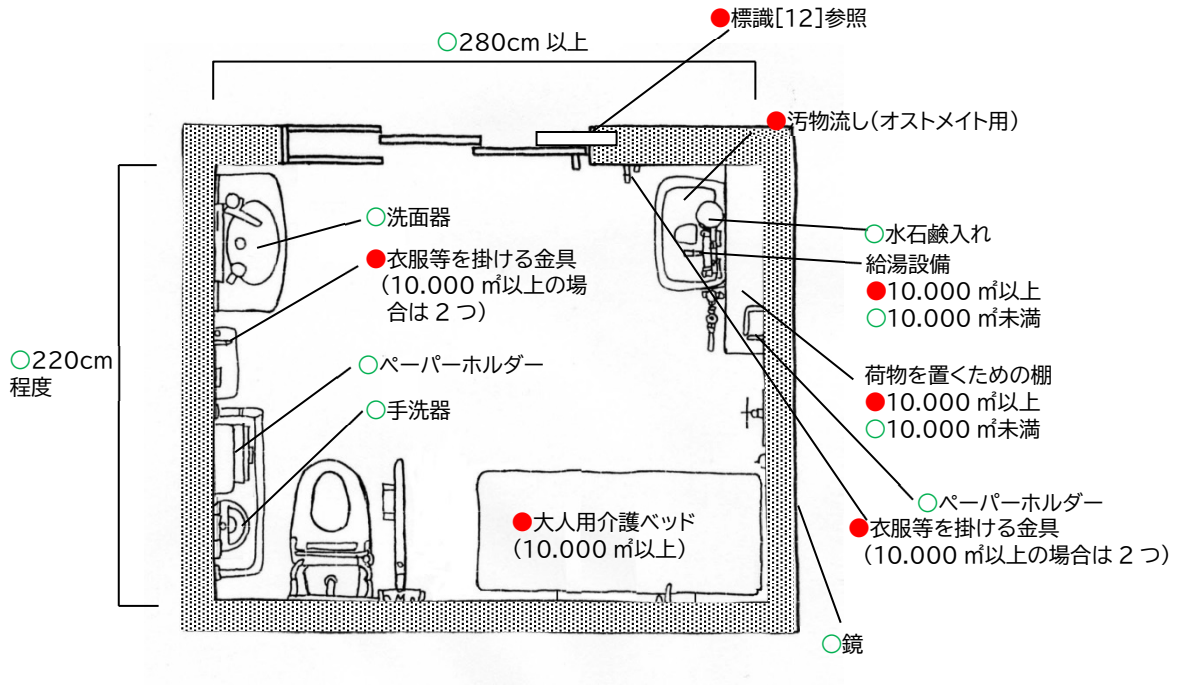

A面　B面

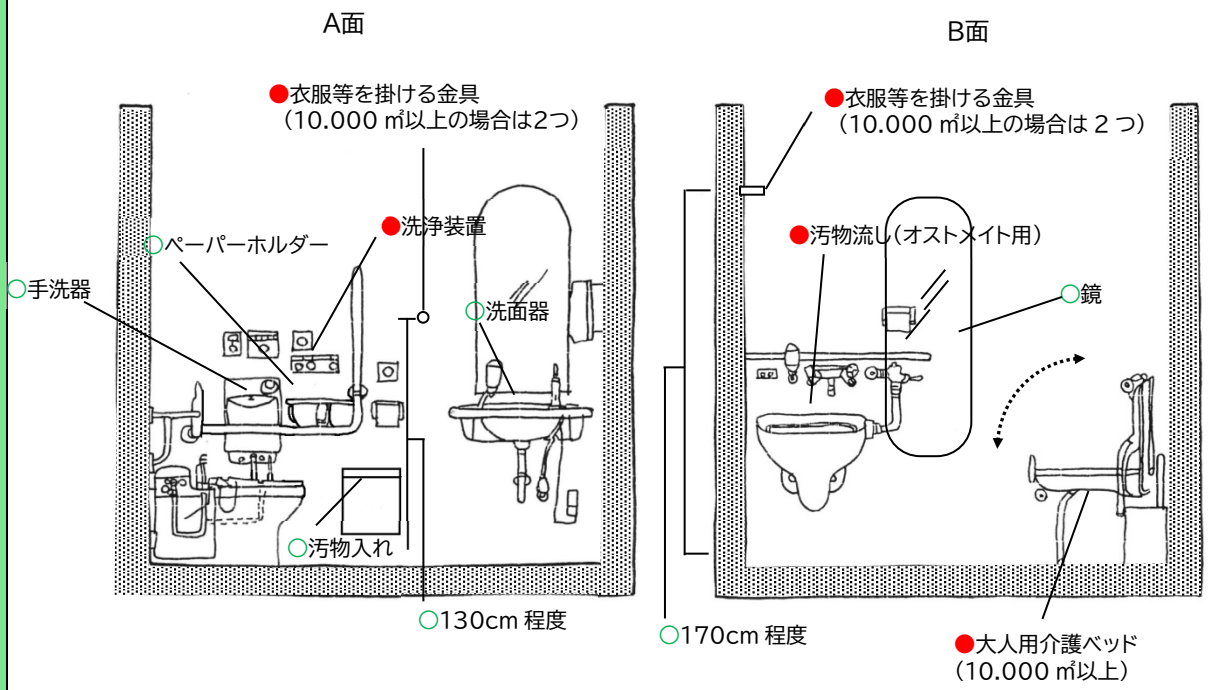

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表

図 8.30　汚物流し（オストメイト用）及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例（220cm×250cm タイプ）

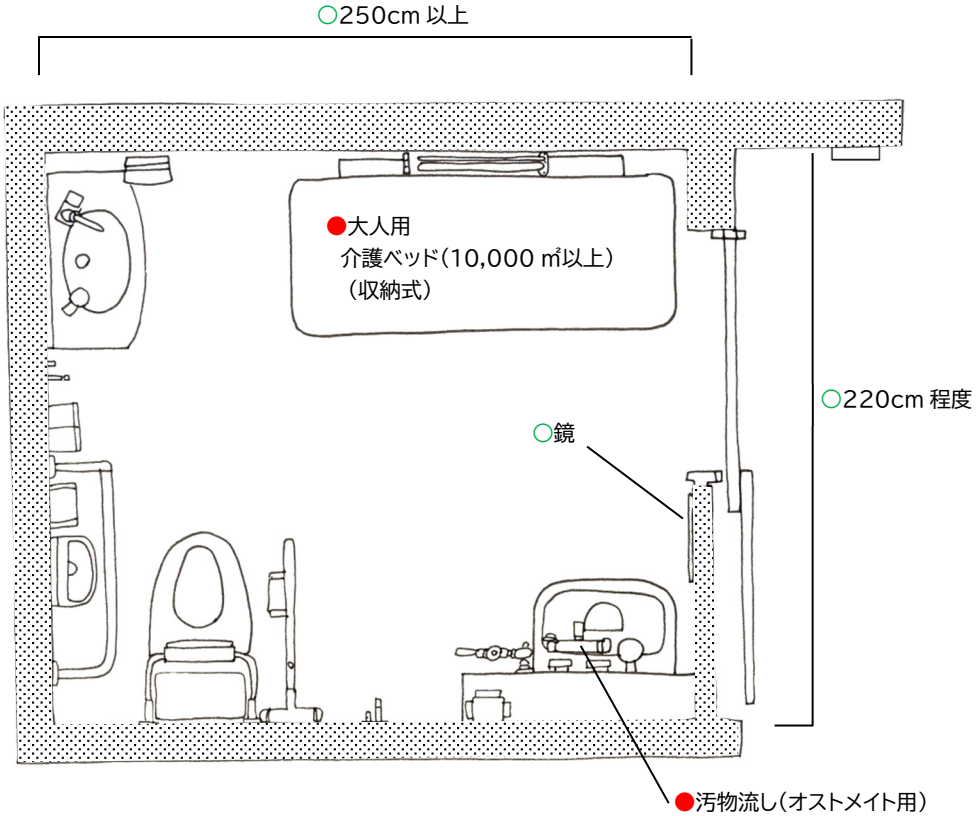

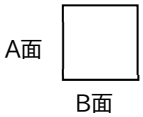

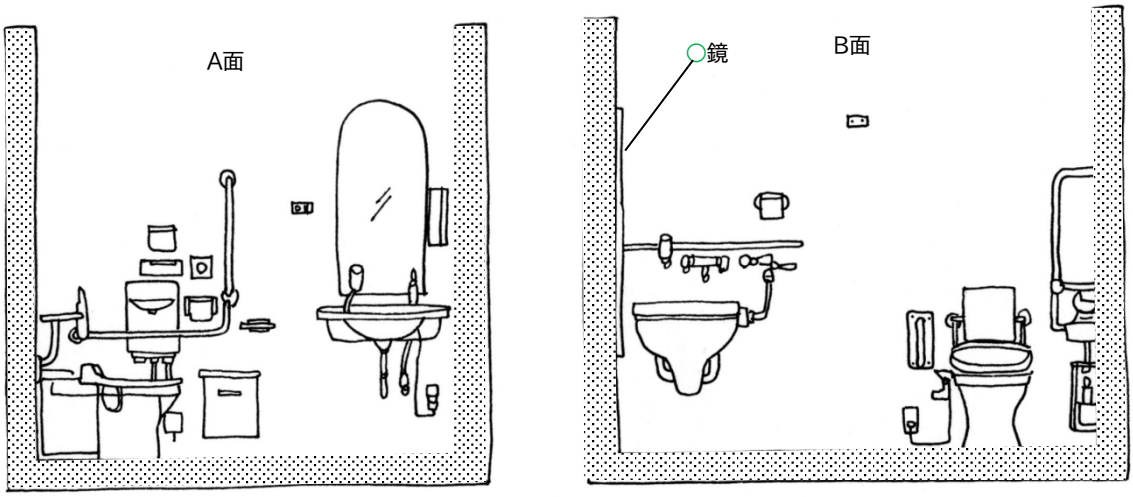

12 標識　（政令第 20 条）

■基本的な考え方

標識は、一般的にピクトグラムとも呼ばれ、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。
文字より絵のほうが理解しやすいといった障がい者や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもあるため、情報が確実に得られるようわかりやすくかつ適切に設ける必要がある。

チェック項目（義務基準）

一般基準	標識	
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本産業規格ＪＩＳ Ｚ ８２１０に適合しているか）	

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
標識			
	●	一般基準 ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 解説 平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 113 号 ・標識は高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること ・内容が容易に識別できること（JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）	図 12.1 図 12.2 図 12.3

図 12.1　エレベーターにおける標識の例

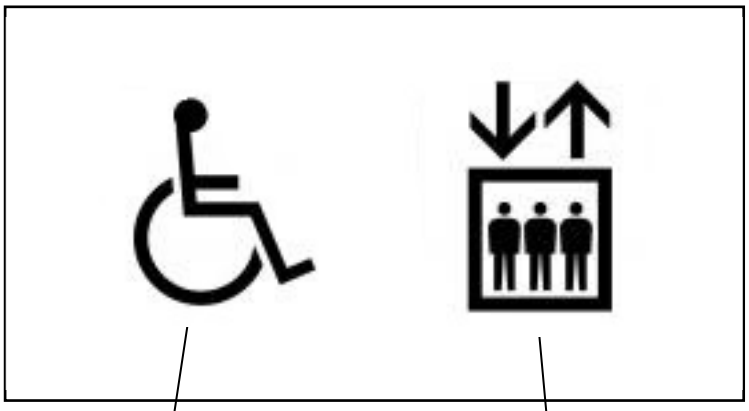

●国際シンボルマーク　　○エレベーターの表示

図 12.2　便所における標識の例

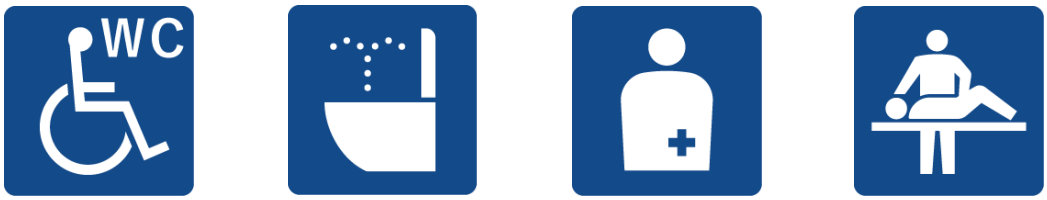

車椅子使用者用
便房 有

温水洗浄機能付き
便座設置便房 有

オストメイト
対応便房 有

介護用ベッド
設置便房 有

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 12.3　駐車場における標識・看板の例

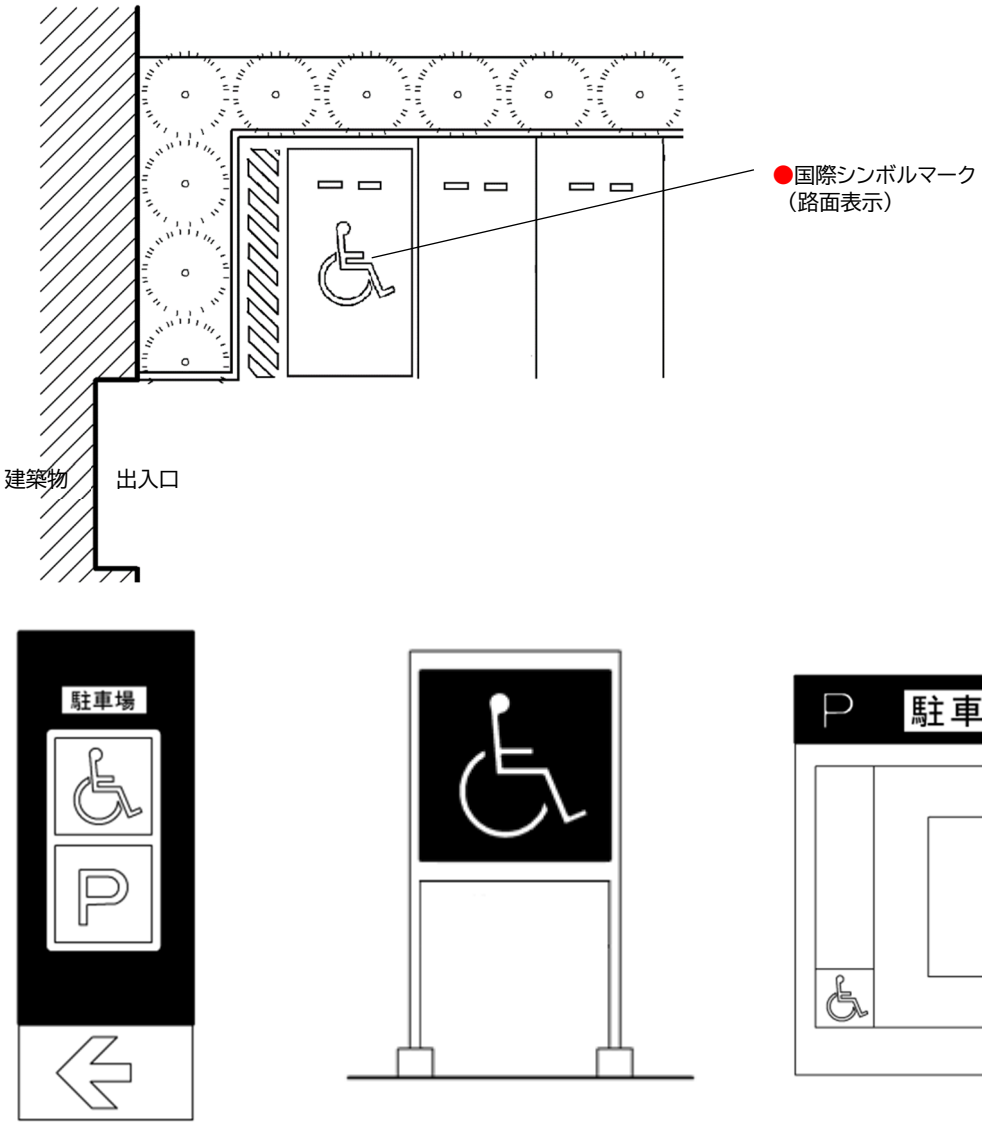

大きさ			
	○	・国際シンボルマークは 10cm 角以上 45cm 角以下とする。ただし、駐車場の床又は地面に表示する場合は、大きく書き込むこととする。	図 12.2 図 12.3
浮き彫り			
	○	・ピクトグラムは浮き彫りにする。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
設置			
	○	・設置に関しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をする。	
	○	・表示板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。	
	○	・図記号（ピクトグラム）や図を用いる場合は、文字表記を併記する。	
	○	・弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。 解説　色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-18～19 及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」（大阪府作成）参考。 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。	
	○	・標識は、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車椅子使用者にも見やすい位置とする等、誰もがわかりやすい位置に設置する。 解説　突出型の標識は、様々な方向から認識しやすいため、積極的に採用することが望ましい。	
	○	・突出型の標識を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならないような高さに設ける。	
	○	・自立型標識を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。	
	○	・誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。 解説 動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるよう配置する。	
	○	・立体通路や地下街、地下道、鉄道駅に接続している建物においては、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設ける。 解説 階層移動が難しい車椅子使用者にエレベーターの場所を示す。	図 12.4
	○	・JIS Z 8210 に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン改定版（2017 年 7 月）を用いる。 解説 標準案内用図記号ガイドライン改定版：国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が 2001 年 3 月に策定したものを、2017 年 7 月に改定したもの。標準案内用図記号参考。	図 12.4
	○	・表示板は、内容が容易に識別できるもの（JIS Z 8210 適合）とし、色彩については、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにする（明度差は少なくとも 0～10 段階のマンセル表色系で 5 以上）。	
	●	・視覚障がい者にとって識別しやすいように黒字に白抜きのものとする。困難な場合は、濃い色に白抜き、文字に縁取りをするなど濃淡の確保に配慮する。	
	○	・表示板の大きさは、下記のとおり、視距離に応じたものとする。 視距離　表示板の大きさ L＜7m　6cm× 6cm 7m＜L＜18m　11cm×11cm L＞18m　20cm×20cm	
	○	・文字の大きさは、下記のとおり視距離に応じたものとする。 視距離　和文文字高　英文文字高 30m　12cm 以上　9cm 以上 20m　8cm 以上　6cm 以上 10m　4cm 以上　3cm 以上 4m～5m　2cm 以上　1.5cm 以上 1m～2m　0.9cm 以上　0.7cm 以上	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表

図 12.4　地下街や地下通路、鉄道駅接続施設における誘導標識の例

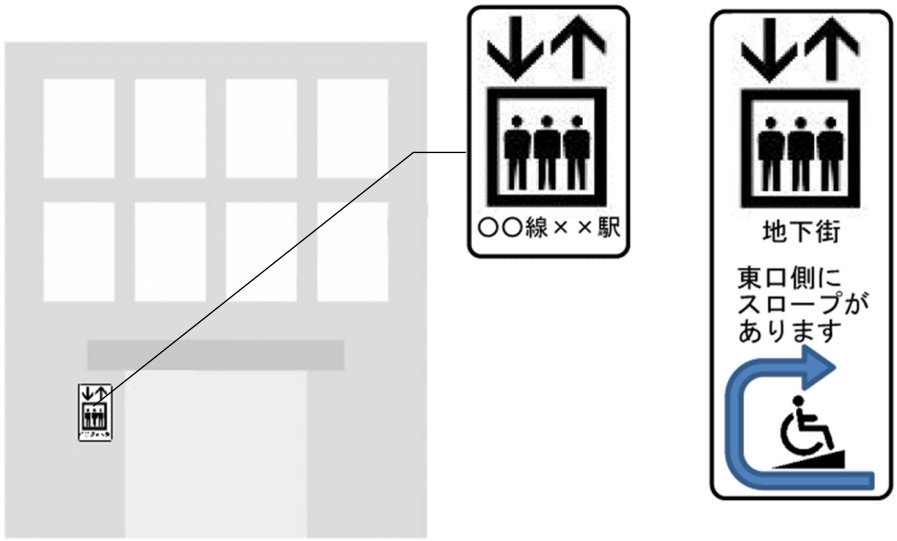

○正面口に段差があり、車椅子使用者が利用できない場合は、段差のない入口を案内する。

○車椅子使用者等が歩道や地下通路から容易に認識できる標識を設置する。

地下通路吊り下げ標識の例

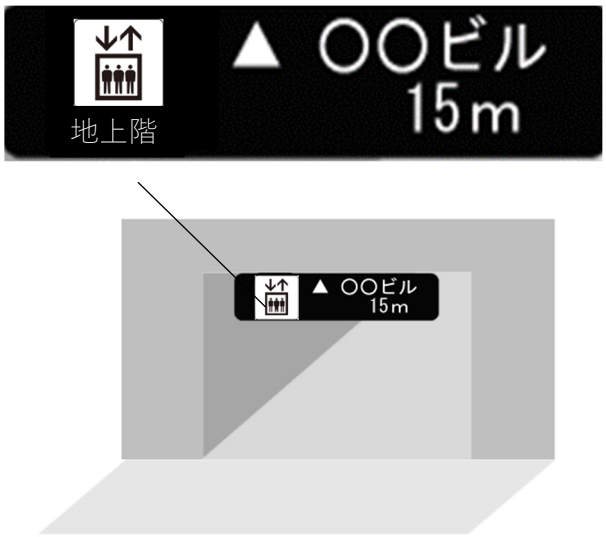

○建物の側面に標識を設置する場合は、両方向から認識できるよう、両側面に設置する。

○床面に設置することや案内板を設けることも有効。

参考　～主な「案内用図記号」JIS Z 8210～

図記号	表示内容	出典
障害のある人が使える設備 	○車椅子に乗っている人の側面図 ○障がいのある人が利用できる建築物及び施設であることを表示	JIS Z 8210
スロープ 	○車椅子に乗っている人の側面図とくさび形のスロープ ○車椅子などが利用できるスロープを表示	JIS Z 8210
エレベーター 	○人の入ったかごの上に方向を示す上下の矢印 ○エレベーターのある場所を表示	JIS Z 8210
エスカレーター 	○エスカレーターに乗っている人の側面図と上り方向を示す矢印 ○上り用のエスカレーターのある場所を表示	JIS Z 8210
階段 	○階段をのぼる人とおりる人の側面図 ○階段のある場所を表示	JIS Z 8210

図記号	表示内容	出典
駐車場 	○円で囲んだアルファベット(サンセリフ体)大文字の“P” ○車両が駐車してもよい施設及び場所を表示 ○道路交通法による道路以外において使用する	JIS Z 8210
お手洗 	○線で仕切られた女性と男性の正面図 ○お手洗を表示	JIS Z 8210
オストメイトマーク 	○人の上半身正面図の右下に白抜きの十字形 ○人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備がある場所を表示、また人工肛門保有者や人工膀胱保有者のことを表す	JIS Z 8210
ベビーケアルーム 	○乳幼児の上にかがみこむ人間を横から見た図 ○哺乳瓶の外形図を配置 ○ベビーケア設備の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、少なくとも授乳及びおむつ交換ができる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
案内 	○円で囲んだアルファベット(ローマン体)小文字の“i” ○案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示	JIS Z 8210
介助用ベッド 	○ベッドの上に人が横たわり、その横に介助する人が立っている様子を横から見た図 ○介助用ベッド設備の場所を表示	JIS Z 8210

図記号	表示内容	出典
おむつ交換台 	○乳幼児の上にかがみこむ人間を横から見た図 ○おむつ交換設備の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、乳幼児のおむつ交換ができる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
着替え台 	○人の正面図と着替え台の倒す方向を示す矢印 ○着替え台の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、着替えができるスペースと台が備わっているものとする	JIS Z 8210
ベビーチェア 	○ベビーチェアに座っている乳幼児と、洋式便器に座っている大人が向かい合っている様子を横から見た図 ○ベビーチェアの場所を表示	JIS Z 8210
洋風便器 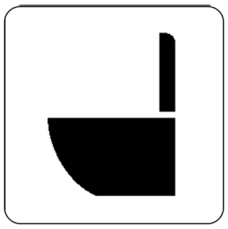	○洋式便器の外形図を配置 ○洋式便座の場所を表示	JIS Z 8210
温水洗浄便座 	○洋式便器の外形図に温水洗浄機能を示す記号（水流が上の方向に向かって流れている）を追加 ○温水洗浄便座の場所を表示	JIS Z 8210
和風便器 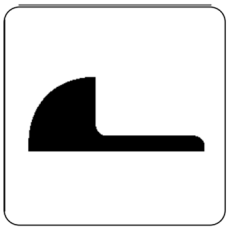	○和式便器の外形図を配置 ○和式便器の場所を表示	JIS Z 8210

図記号	表示内容	出典
授乳室（女性用）	○乳幼児を抱いて授乳する女性を正面から見た図 ○女性専用授乳室の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、女性専用で授乳ができる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
授乳室（男女共用）	○乳幼児を抱いている男性と女性を正面から見た図 ○男女共用（性別を限定しない）授乳室の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、性別に関係なくすべての人が授乳できる設備が備わっているものとする	JIS Z 8210
光警報装置	○光を発する警報ランプの外形図を配置 ○光警報装置の場所を表示 ○この図記号を使用する場合には、視覚による警報が可能な設備が備わっているものとする	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和７年度改正版））

参考　～地方公共団体が独自に作成した、搾乳ができることを示すピクトグラムの例～

◆神奈川県では、搾乳ができることを示すピクトグラムを NPO 法人 pena と連携して独自に作成しています。

このシンボルマークは、趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者を含め、だれでも使用することができます。（申請は不要）

ピクトグラムは神奈川県の HP からダウンロードできます。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/f423.html

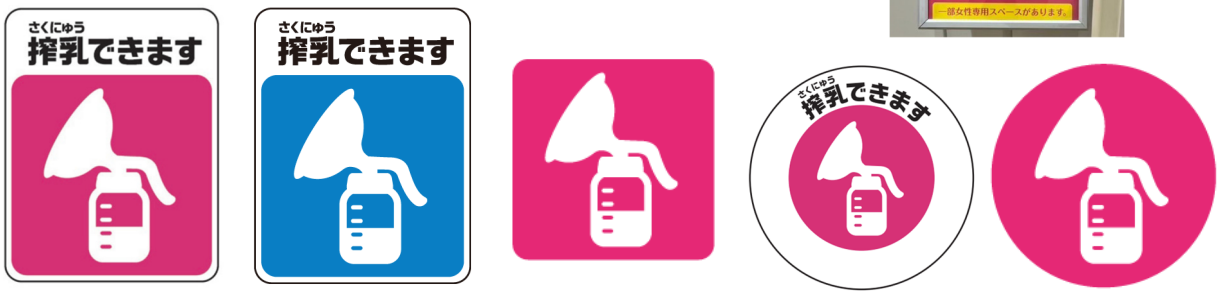

出典：建築設計標準、神奈川県 HP

◆このように、日本産業規格（JIS）に定められていない場合は、当事者の意見も参考に、内容が容易に識別できるピクトグラムを作成することも大切です。

参考　～障がい者団体の取り組み事例「なんばおにごっこ」の紹介～

◆障がい者団体が地元商店街の協力を得て、車椅子使用者がラリー形式で難波のまちを移動するイベント「なんばおにごっこ」を平成 26 年から毎年開催しています。

まち歩きを通じて地上と地下の移動経路の問題点を検証し、バリアフリーの推進に取り組んでいます。

参考　～地下鉄及び地下街に接続している建物の案内標識～

◆車椅子使用者が階層移動する際には、エレベーターを利用することが一般的であり、エレベーターの場所については、建物内に標識や案内板を設けることになっています。

しかし、地下街や鉄道駅に接続している建物であることや、エレベーターの有無については、建物外を通行しているだけでは判断ができません。

わかりやすい位置に標識を設けることにより、歩道や地下街を通行する車椅子等の利用者の利便性が向上します。

●取り組み例

地下街の奥まった場所にある地上へのエレベーターを案内

歩道から見やすい位置に鉄道駅の接続案内を設置

参考　～床面を使った案内標識～

◆大阪・関西万博で多くの方が利用した大阪メトロ　中央線　夢洲駅では、床面を使ってエレベーターやエスカレータへの経路をわかりやすく表示し、誘導案内を実施しています。
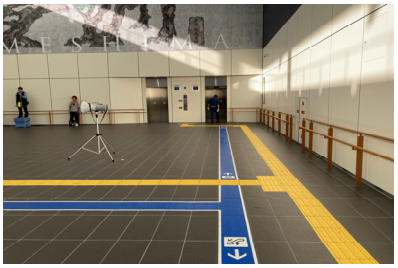
近年、多くの鉄道駅で床面を使った案内が広がってきています。